

公的個人認証サービスが始まっています

●公的個人認証サービスとは？

今後、様々な行政手続きがインターネットを通じて出来るようになります。利用者の方が安心してインターネットを通じた行政手続きを行うためには、他人によるなりすまし申請が行なわれていないことや利用者からインターネットを通じて発信される電子データが途中で改ざんされていないことを行政機関が確認する機能が必要となります。

公的個人認証サービスとは、利用者の方が使用する電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐ機能を、全国どこに住んでいる人に対しても、安い費用で提供できるものです。



公的個人認証サービスをご利用になるためには

市民生活課窓口で住民基本台帳カードの交付を受けてください。(電子証明書は住民基本台帳カードに格納されます。)

電子申請などに使用するインターネットに接続されたパソコンと、パソコンで電子証明書を利用するために必要となるICカードリーダーの準備が必要です。

市民生活課窓口で電子証明書の発行を受けてください。

ご使用になるパソコンにICカードリーダーを接続し、利用者クライアントソフトをインストールしてください。

ご利用になる行政手続きの手順に従って、オンラインによる行政手続きのソフトウェアの準備(ダウンロード・インストールなど)を行ってください。(手順などはご利用になる行政手続きにより異なります。)

●電子証明書について

電子証明書の発行は市民生活課窓口で受けることができます。

電子証明書には住民基本台帳に記録された氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。発行の日から3年間有効ですが、有効期間中であっても、引越しによる住所の変更や結婚による氏名の変更の場合などのように、電子証明書の記載事項に変更が生じた場合は無効となります。

電子証明書は、他人に不正使用されないように市民生活課窓口で利用者本人のICカードに格納されます。ただし、当面は住民基本台帳カードのみが使用されます。

電子証明書の発行申請手続きの流れ

①

ご本人の住民基本台帳カードをもって、市民生活課窓口へ行きます。



②

電子証明新規発行申請書を提出し、写真付きの公的な身分証明書(運転免許証など)を提示します。



③

市民生活課窓口で設置されている鍵ペアを作成します。



④

市民生活課窓口で住民基本台帳カードを提出し、電子証明書を住民基本台帳カードに記録します。



⑤

住民基本台帳カードと電子証明書を受け取り、手数料(500円)を支払います。(ただし、平成16年3月31日までは無料)

●電子証明書を利用して電子申請を行うには(平成16年4月21日から運用開始)

公的個人認証サービスで発行された電子証明書を利用して、各行政機関が提供しているインターネットを利用したオンライン申請・届出システムのサービスの一部(住民票・印鑑登録証明書など)については、4月より利用することができます。ただし、住民票・印鑑証明書など交付するものがある場合については、受け取りまたは手数料の支払いは従来同様に市民生活課窓口扱いとなります。

4月号では「電子申請手続」など、詳細について掲載します。